

地方創生推進交付金の活用のポイント

地方創生推進交付金に関する法律の規定

○地域再生法（平成十七年四月一日法律第二十四号）

第三章 地域再生計画の認定等

（地域再生計画の認定）

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項
- 三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

- 一 地域再生計画の目標
- 二 その他内閣府令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項

イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（口に掲げるものを除く。）であって次に掲げるもの

- (1) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
- (2) 移住及び定住の促進に資する事業
- (3) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
- (4) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

地方創生推進交付金の対象事業、評価方法について

1. 趣旨

「地方版総合戦略」に位置付けられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定される地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する。

2. 実施計画書の記載事項

交付対象事業の背景・概要として以下4点の記載が必要である。

交付対象事業の背景・概要 (各項目について簡潔に記載)	<A. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)>
	<B. 地方創生の実現における構造的な課題>
	<C. 交付対象事業の概要>
	<D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由>

平成28年度地方創生推進交付金実施計画より抜粋

3. 対象事業

(イ)のいずれかのタイプで申請された先導的な事業を対象として、原則、以下の(ロ)に掲げる事業分野のいずれかに該当し、(ハ)に掲げる事業の仕組みを全て備え、先駆性を有する事業を対象事業とする。

(イ)事業タイプ

- (1)先駆タイプ・・・①官民協働、②地域間連携、③政策間連携のいずれの先駆的要素も含まれている事業
- (2)横展開タイプ・・・先駆的・優良事例の横展開を図る事業(上記①から③のうち、2つ以上含まれている事業)
- (3)隘路打開タイプ・・・既存事業の隘路を発見し、打開する事業

(ロ)事業分野

各地方公共団体において、それぞれの総合戦略に位置づけられた(ないしは位置づけられる予定である)事業全般を対象とする。具体例は、以下のとおりである。

- (1) しごと創生・・・ローカルイノベーション、ローカルブランディング(日本版DMO、地域商社)、ローカルサービス生産性向上 等
- (2) 地方への人の流れ・・・移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成 等
- (3) 働き方改革・・・若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等
- (4) まちづくり・・・コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市 等

(ハ)事業の仕組み

- (1) 地域経済分析システム(RESAS)の活用などにより客観的なデータやこれまでの類似事業の実績評価に基づき事業設計がなされていること。
- (2) 事業の企画や実施に当たり、地域における関係者との連携体制が整備されていること。
- (3) KPIが、原則として成果目標(アウトカム)で設定され、基本目標と整合的であり、その検証と事業の見直しのための仕組み(PDCA)が、外部有識者や議会の関与等がある形で整備されていること。
- (4) 効果の検証と事業の見直しの結果について、公表するとともに、国に報告すること。また、複数年度にわたる地域再生計画の場合において、次年度の交付金申請を行うに当たっては、KPIの達成状況等の検証結果を踏まえるものとする。

KPI① (アウトカムベースで、複数年度を通じて評価指標としてふさわしいもの)							
KPI②							
KPI③							
設定したKPIが複数年にわたって費用対効果を計測するのに適している理由							
地方版総合戦略における基本目標と数値目標							
交付対象事業総額							
	事業開始前 (現時点)	平成28年度 (1年目)	平成29年度 (2年目)	平成30年度 (3年目)	平成31年度 (4年目)	平成32年度 (5年目)	KPI増加分の 累計
KPI①【①】							
KPI②【②】							
KPI③【③】							
	平成28年度 (1年目)	平成29年度 (2年目)	平成30年度 (3年目)	平成31年度 (4年目)	平成32年度 (5年目)	合計	
交付対象事業額【④】							
交付対象事業における単位 当たりコスト【④/①】							
交付対象事業全体における単位当たりコスト【④の合計/①の累計】							
交付対象事業におけるハード 事業経費【⑤】							
交付対象事業における ハード事業比率【⑤/④】							

平成28年度地方創生推進交付金実施計画より抜粋

4. 評価方法

先駆タイプについては外部有識者が、横展開・隘路打開タイプについては事務局が、対象事業について、しごと創生分野、地方への人の流れ分野、働き方改革分野、まちづくり分野の各分野ごとに、先駆性の着眼点である自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等の評価基準に基づき、個々の事業について評価を行い決定している。

(1) 自立性 ※事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立していくことにより、将来的(3～5年後)に本交付金に頼らずに、事業として自走していくことが可能となる事業であること。具体的には、事業収入や会員から収入、また、地方公共団体独自の財源確保等に取り組むこと。	自立性のポイント					
	3～5年以内の自立化の見込み					
	自主財源の種類		自主財源の内容と実現方法			
	【A】					
	【B】					
	【C】					
	【D】					
	各年における 自主財源額	平成28年度 (1年目)	平成29年度 (2年目)	平成30年度 (3年目)	平成31年度 (4年目)	平成32年度 (5年目)
	【A】					
	【B】					
【C】						
【D】						
合計	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
(2) 官民協働	※地方公共団体のみを取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金(融資や出資など)を得て行うことがあれば、より望ましい。					
(3) 政策間連携	※単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること。また、利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であること。					
(4) 地域間連携	※単独の地方公共団体のみを取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。					
(5) 事業推進主体の形成	※事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に、様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを発揮できる強力な人材を確保するとともに、必要な能力、知識を有した人材を適切な手段で確保することが望ましい。					
(6) 地方創生人材の確保・育成	※事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の確保や育成に資するものであること。					
(7) 国の総合戦略における政策5原則等	※国の総合戦略における政策5原則(自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視)の観点や新規性など、他の地方公共団体において参考となる先駆的事业であること。					

地方創生推進交付金の活用状況(第1回+第2回)

	都道府県分		市区町村分		合 計	
	事業数 (件)	交付予定 金額(千円)	事業数 (件)	交付予定 金額(千円)	事業数 (件)	交付予定 金額(千円)
北海道	5	320,096	98	788,379	103	1,108,475
青森県	4	110,401	15	93,450	19	203,851
岩手県	4	161,815	20	164,395	24	326,210
宮城県	3	270,756	16	195,787	19	466,543
秋田県	6	302,118	12	95,904	18	398,022
山形県	4	481,244	22	291,766	26	773,010
福島県	7	403,965	20	157,521	27	561,486
茨城県	6	259,495	26	184,405	32	443,900
栃木県	6	244,972	23	111,015	29	355,987
群馬県	5	124,376	16	130,009	21	254,385
埼玉県	2	32,426	28	230,487	30	262,913
千葉県	3	5,985	30	223,304	33	229,289
東京都	2	55,494	16	125,597	18	181,091
神奈川県	5	16,728	15	111,914	20	128,642
新潟県	6	585,241	25	472,976	31	1,058,217
富山県	5	410,634	23	284,115	28	694,749
石川県	4	575,000	10	255,692	14	830,692
福井県	4	293,703	13	127,611	17	421,314
山梨県	4	94,765	6	43,335	10	138,100
長野県	4	70,569	52	414,903	56	485,472
岐阜県	7	497,854	26	325,308	33	823,162
静岡県	4	189,100	25	260,265	29	449,365
愛知県	6	302,693	27	196,576	33	499,269
三重県	6	288,282	13	103,513	19	391,795

	都道府県分		市区町村分		合 計	
	事業数 (件)	交付予定 金額(千円)	事業数 (件)	交付予定 金額(千円)	事業数 (件)	交付予定 金額(千円)
滋賀県	4	119,569	14	147,858	18	267,427
京都府	7	1,125,484	21	645,642	28	1,771,126
大阪府	5	150,534	22	384,254	27	534,788
兵庫県	7	746,216	31	362,140	38	1,108,356
奈良県	6	226,025	25	149,607	31	375,632
和歌山県	3	75,548	12	215,752	15	291,300
鳥取県	7	387,716	15	118,998	22	506,714
島根県	5	427,258	11	111,848	16	539,106
岡山県	5	159,815	33	464,046	38	623,861
広島県	4	190,739	19	167,846	23	358,585
山口県	5	324,893	11	164,840	16	489,733
徳島県	4	371,629	16	104,338	20	475,967
香川県	6	155,570	5	19,575	11	175,145
愛媛県	5	346,165	15	218,145	20	564,310
高知県	5	303,039	16	262,837	21	565,876
福岡県	5	516,873	24	498,387	29	1,015,260
佐賀県	3	14,591	8	174,053	11	188,644
長崎県	5	594,799	8	333,316	13	928,115
熊本県	5	115,215	12	140,281	17	255,496
大分県	4	100,442	24	134,769	28	235,211
宮崎県	6	247,424	7	56,488	13	303,912
鹿児島県	5	245,775	21	300,633	26	546,408
沖縄県	3	78,632	4	17,825	7	96,457
合計	226	13,121,663	951	10,581,705	1,177	23,703,368